

関東地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

★令和3年2月1日～経営事項審査の運用変更について

関東地方整備局管内9都県（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の経営事項審査における運用変更について、以下の通りお知らせします。

変更箇所	変更前（R3.1.31受付分まで）	変更後（R3.2.1受付分から）
①工事経歴書に添付する契約書等について	工事経歴書に記載する工事のうち、元請下請関係なく金額の上位5件分	工事経歴書に記載する工事のうち、元請下請関係なく、金額の上位3件分の提出とします。
②技術職員名簿に掲載する技術職員の資格に関する確認資料について	技術職員名簿に掲載する技術職員で有資格者については全て提出	<p>技術職員名簿に掲載する技術職員で有資格者のうち、①新規掲載者、②資格の新規取得や有資格区分の変更等がある者についてのみ確認資料を提出するものとし、前期と変更が無い技術職員については提出不要とします。</p> <p>上記の①に該当する技術職員については、別紙参考様式「技術職員名簿の新規掲載者申出書」、②に該当する場合には「技術職員名簿の有資格区分変更者等申出書」を必要に応じて提出するものとします。</p> <p>様式は関東地方整備局HPの経営事項審査ページに掲載しています。</p> <p>但し、名簿上で監理技術者講習受講に関し「1」（受講済）を選択する場合には監理技術者資格者証等を提出する必要があります。</p>
▲ 申請内容に誤りがないか、今一度ご確認をお願いします ▲		

※令和3年1月1日より、経営事項審査申請書における申請者の押印が不要となりました。

但し、「経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）」及び「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）」については、従来通り押印が必要です。

※行政書士による代理・代行申請による場合の委任状については、当事者間で合意がなされていれば押印が無くても受理します。